消防ビル　全体についての消防計画

第１章　目的及びその適用範囲について

１　目　的

(1) この消防計画は、消防法第８条の２第１項（消防法施行令第４条の２第１項）に基づき、消防ビル、建物全体の防火管理業務を行うために必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ること目的とする。

２　適用範囲

(1) この計画の適用範囲及び管理権限の及ぶ範囲は、消防ビルに勤務し、出入りするすべての者、及び防火管理業務の一部を受託している者。

(2) 各事業所の管理権限の及ぶ範囲は別記に明示する部分とする。

３　防火対象物全体についての防火管理業務の一部委託

(1) 防火対象物全体についての防火管理業務の一部を保安株式会社に委託する。

(2) 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表１のとおりとする。

(3) 委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者、統括防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

第１章３は防火管理業務を外部に委託している場合に記入。

第２章　管理権限者及び統括防火管理者の責務等

１　管理権限者の責務

(1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

(2) 管理権原者の協議により、消防法施行令第４条に規定する必要な資格を有するものの中から統括防火管理者を定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。

(3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。
(4) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。
(5) (4)の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を指定し、その代表者名をもって届け出を行うものとする。

第２章１(5)は主要な者による届出時のみ、その主要な者の事業所名を記載。

２　統括防火管理者の権限と責務
(1) 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体についての防火管理業務を円滑に推進するものとする。
① 防火対象物全体の消防計画の作成、変更及び運用に関すること。
② 各事業所の防火管理者又は防火責任者及び防火管理業務に従事する者（以下「防火管理者等」という。）に対する指導、指示並びに必要な報告に関すること。
③ 防火対象物全体の消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
④ 廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設等の管理に関すること。
⑤ 火災、地震その他の災害が発生した場合の消火、通報及び避難に関すること
⑥ 火災の際に消防隊に対する防火対象物の構造その他の必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
⑦ 火気使用の制限及び禁止に関すること。
⑧ その他防火管理上必要と認める事項
(2) 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、各事業所の防火管理者等に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
(3) 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知するとともに、周知状況を別表２により確認する。

３　各事業所の防火管理者等の責務
(1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けなければならない。
① 防火管理者を選任又は解任したとき。
② 消防計画を作成又は変更したとき。

③ 消防用設備の法定点検を実施したとき。
④ 用途及び設備を変更したとき。
⑤ 内装改修又は改築等の工事を行うとき。
⑥ 大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき。
⑦ 臨時に火気を使用するとき。
⑧ 火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）又は電気設備の新設、改修等を行うとき。
⑨ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
⑩ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき。
⑪ その他火災予防上必要な事項

(2) 防火管理者は、統括防火管理者、防火管理者相互の連絡を保ち協力しなければならない

第３章　全体の消防計画

第３章１の火災予防上の点検・検査については、各建物の状況、契約等に応じ、建物所有者、各管理権原者をお決めください。

１　火災予防上の点検・検査

(1)防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。
① 防火対象物の法定点検（防火対象定期点検、防災管理点検）は、建物所有者の責任により行う。
② 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(2)消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。
① 消防用設備等の法定点検は、建物所有者（各管理権原者）の責任により行う。
② 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。
③ 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(3)自主点検は次のとおり実施する。
① 統括防火管理者は、別表３「自主点検チェック表「消防用設備等」」及び別表４「自主検査チェック表「防火対象物等」」に基づき、自主点検を実施するものとする。
② 自主点検の実施時期は、〇〇〇〇〇〇とする。

(4)建物等の点検、検査等

① 建物の定期調査は、防火管理者が立会い、所有者の責任により行う。

② 火気設備器具及び避難施設等の自主点検については、各管理権原ごとの責任において行う。

③ 自主点検の実施方法等については、消防計画に基づき行う。

(5)不備欠陥箇所の改修

① 防火対象物及び消防設備等の点検及び建物等の検査・点検で発見された不備欠陥事項箇所の改修等は、管理権原者が行う。

② 自主点検・検査及び消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、統括防火管理者又は各事業所の防火管理者等は、改修計画を樹立し、改修を行う。

(6)点検結果の記録

① 統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に３年間保管する。

２　守らなければならないこと

(1)従業員等の遵守事項

(ｱ) 従業員等が火気設備器具の使用時などに遵守すべき事項は、各テナントの消防計画に定める。

(2)工事中の安全対策

(ｱ) 主要な管理権原者は複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し届出をする。

(3)放火防止対策　放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は、次の対策を推進する。

① 建物内外の可燃物等の除去

② 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

③ 挙動不審者の確認

④ 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去

⑤ 建物内外の異常の有無

⑥ その他

３　自衛消防活動対策

(1)火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。
(2)防火対象物自衛消防隊の編成及び主たる任務は別表 5 のとおりとし、その編成は、防火対象物自衛消防隊長が定める。

(3)通報連絡　火災を発見した者は、直ちに消防機関(119 番)へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に報告する。
(4)消火活動
① 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。
② 事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。
(5)避難誘導
① 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。
② 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を当該事業所の防火管理者及び統括防火管理者に報告する。

4　休日、夜間等における防火管理体制等
(1)休日、夜間等における自衛消防隊組織は、別表６に示すところによる。
(2)休日、夜間等における自衛消防活動体制　休日、夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。
① 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関(119 番)に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報する。
② 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
③ 休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館中のテナントの従業員が協力する。
(3)その他

5　地震等の活動について

(1)日常の地震対策

① 統括防火管理者は、建築物全体における地震に備えての予防措置として、事業所間の連携、消火器の増強、救出用の資器材の準備及び保管等必要な措置を講ずる。

② 各事業所の防火管理者等は、各テナントの消防計画に基づき、地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

③ 耐震対策の一環として、飲料水、食料品、その他必要な生活必需品の備蓄に努めるとともに、地震発生後の防災活動及び業務に必要な資器材の確保に努める。また、物品等の転倒防止など被害軽減措置に努める。

(2)地震発生後の応急処置

(ｱ) 地震後、統括防火管理者は、自衛消防隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(3)地震発生後の報告

(ｱ) 防火管理者等は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

(4)地震時の活動

(ｱ) 地震時の出火防止及び消火活動等は、テナント隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は災害の最も大なるところを優先とするほか、避難誘導、情報収集等については次による。

② 情報収集

(ｱ) 本部隊の通報連絡班員（担当）は、周辺の被災状況を把握し、その情報をテナント隊長に連絡するとともに、その対応措置を講じる。

(ｲ) テナント隊長は、それぞれの地区の被災状況を自衛消防隊長、統括防火管理者に報告する。

(ｳ) その他

③ 避難誘導

(ｱ)　避難誘導班員（担当）は、それぞれの地区の従業員等を○　○　○　○の一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。

(ｲ) 本部隊の避難誘導班員（担当）は、一時集合場所に誘導された避難者をテナント隊の避難誘導班員と協力し、指定避難場所へ誘導する。

(ｳ)

(5)予知情報及び警戒宣言が発令された場合は、統括防火管理者は適切に対応する。

(6)注意情報で営業・業務を停止する事業所の応急計画は次に定める通りとする。

① 注意情報を得た場合、（従業員、お客等）に対して混乱防止可能な避難誘導の体制が整った後に、判定会の招集の情報、その他必要な情報を提供し、屋外へ誘導する。

② 避難誘導以外の従業員及び避難誘導が終了した従業員は、施設及び設備の点検並びに地震による被害の発生防止、軽減のための応急対策を実施する。

6 防災教育について

(1)防災教育の実施時期など

① 統括防火管理者は防火管理業務に従事する者に対して防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

② 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練にあわせて実施する。

③ 従業員に対する防災教育は各事業所の消防計画による。

実施対象者	実施時期	実施責任者	実施回数
従業員等	各ﾃﾅﾝﾄの消防計画による	各ﾃﾅﾝﾄの防火管理者	各ﾃﾅﾝﾄの消防計画による
防火管理業務に従事する者	春秋の火災予防運動前後	統括防火管理者	年２回

防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は表による。

(2)防災教育の内容

防火管理業務に従事する者に対する防災教育の内容は、次による。

① 全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

② 各事業所の権原の範囲とその責務等

③ 自衛消防隊の編成とその任務

④ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領

⑤ 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

⑥ 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

⑦ その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

⑧　その他

_____

_____

7　訓練について

(1) 訓練の実施時期など

①　訓練対象、訓練実施責任者、訓練の実施時期、実施回数は、次表による。

訓練の対象	訓練実施責任者	訓練の実施時期	実施回数
防火対象物全体で行う訓練	統括防火管理者	春、秋の火災予防運動前後	年　2　回
各事業所が行う訓練	防火管理者	各事業所の消防計画による	年　2　回

②　訓練の参加者

防火対象物、全体で実施する訓練の参加者は、各事業所の消防計画に基づき、参加させる。

(2) 訓練の内容

ビル全体で行う訓練は、建物内に勤務する者を対象とした消火、通報連絡、避難誘導等に関する総合訓練及び自衛消防の組織編成に基づく各自の任務内容に関する実施の総合訓練を行う。

(3) 訓練の実施結果

統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施した結果、内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

第5章　附　則

この消防計画は、　　○年　　○月　　○日から施行する。

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 （法人の場合は名称及び代表者氏名）	所有部分	権原の範囲
予防株式会社　代表取締役　消防三郎	建物全体	消防ビル１階及び共有部分

番号	管理権原者 名称（店舗名）	権原の範囲	番号	管理権原者 名称（店舗名）	権原の範囲
1	消防　太郎 防災教育センター	防災教育センター内	2	救急　花子 救急医院	救急医院内
3	救助　敬子 レストラン　救助	レストラン救助内			

平　面　図			
階層		階層	
平面図等を添付し権原の範囲を表すことも可能です。			

別表１　防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

年　　月　　日現在

<table>
<tr><td colspan="3">防火対象物名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">管理権原者氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">統括防火管理者氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">受託者の氏名
及び住所等

（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）</td><td>氏名（名称）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所（所在地）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>担当事務所
所在地</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td>※登録番号</td><td colspan="3">ＴＥＬ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法</td><td rowspan="3">常駐方式</td><td>範囲</td><td colspan="4">□　火気使用箇所の点検等監視業務
□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火 □通報連絡　□避難誘導　□その他（　　）
□　周囲の可燃物の整理
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td>常駐場所</td><td></td><td>常駐人員</td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">巡回方式</td><td>範囲</td><td colspan="4">□　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務
□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火 □通報連絡　□その他（　　）
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td>巡回回数</td><td></td><td>巡回人員</td><td></td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">遠隔移報方式</td><td>範囲</td><td colspan="4">□　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
□　火災が発生した場合の初動措置
□初期消火 □通報連絡　□その他（　　）
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">方法</td><td>現場確認要員の
待機場所</td><td></td><td>到着所要時間</td><td>分</td></tr>
<tr><td>委託する時間帯</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別表２　全体についての消防計画内容確認表

No.	事 業 所 名	使用階等	確認日	確認者

別表３

自主検査チェック表「消防用設備等」

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 （　年　月　日実施）	⑴　設置場所に置いてあるか。	
	⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	⑷　ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備（移動式） （　年　月　日実施）	⑴　使用上の障害となる物品はないか。	
	⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	⑷　表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 （　年　月　日実施）	⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など）	
	⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。	
	⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	⑸　制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 （　年　月　日実施）	⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など）	
	⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） （　年　月　日実施）	⑴　泡の分布を妨げるものがないか。	
	⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 （　年　月　日実施）	⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置）	
	⑵　手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 （　年　月　日実施）	⑴　使用上の障害となる物品はないか。	
	⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 （　年　月　日実施）	⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 （　年　月　日実施）	⑴　表示灯は点灯しているか。	
	⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 （　年　月　日実施）	⑴　表示灯は点灯しているか。	
	⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	

	⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 （　　年　　月　　日実施）	⑴　電源表示灯は点灯しているか。	
	⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非　常　ベ　ル （　　年　　月　　日実施）	⑴　表示灯は点灯しているか。	
	⑵　操作上障害となる物がないか。	
	⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放　送　設　備 （　　年　　月　　日実施）	⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避　難　器　具 （　　年　　月　　日実施）	⑴　避難に際し、容易に接近できるか。	
	⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	
	⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘　導　灯 （　　年　　月　　日実施）	⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	⑷　不点灯、ちらつき等がないか。	
消　防　用　水 （　　年　　月　　日実施）	⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 （　　年　　月　　日実施）	⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連　結　送　水　管 （　　年　　月　　日実施）	⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	⑸　表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 （　　年　　月　　日実施）	⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。	
	⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	⑶　表示灯は点灯しているか。	

備　　考		
検　査　実　施　者　氏　名		統括防火管理者確認

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　⊗…即時改修

別表４

自主検査チェック表「防火対象物等」

実施項目及び確認箇所			検査結果
建物構造	⑴	**基礎部** 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	
	⑵	**柱・はり・壁・床** コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	⑶	**天井** 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	⑷	**窓枠・サッシ・ガラス** 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	⑸	**外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット** 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	⑹	**屋外階段** 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	⑺	**手すり** 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	
	⑻	消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火施設	⑴	**外壁の構造及び開口部等** ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	
		② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	
		③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	⑵	**防火区画** ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。	
		② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
		③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	
		④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
		⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	
		⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
避難施設	⑴	**廊下・通路** ① 有効幅員が確保されているか。	
		② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	
	⑵	**階段** ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
		② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	
		③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	
		④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	⑶	**避難階の避難口（出入口）** ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。	
		② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
		③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
		④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	

火気使用設備器具	⑴	**厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等** ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。	
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。	
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。	
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
		⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
	⑵	**暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）** ① 自動消火装置は、適正に機能するか。	
		② 火気周囲は、整理整頓されているか。	
電気設備	⑴	**変電設備** ① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。	
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
		③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	⑵	**電気器具** ① タコ足の接続を行っていないか。	
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
危険物施設	⑴	**少量危険物貯蔵取扱所** ① 標識は掲げられているか。	
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。	
		③ 換気設備は適正に機能しているか。	
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
		⑤ 整理清掃状況は適正か。	
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
		⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。	
	⑵	**指定可燃物貯蔵取扱所** ① 標識は掲げられているか。	
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。	
		③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。	

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火管理者
構造関係 ＿＿＿＿	年　月　日		年　月　日	
防火関係 ＿＿＿＿	年　月　日		年　月　日	
避難関係 ＿＿＿＿	年　月　日		年　月　日	
火気設備器具 ＿＿＿＿	年　月　日		年　月　日	
電気設備 ＿＿＿＿	年　月　日		年　月　日	
危険物施設 ＿＿＿＿	年　月　日		年　月　日	

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。
（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　⊗…即時改修

別表５

自衛消防隊長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）
隊長の代行者兼副隊長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）

本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
			組織編成	任　　務
指揮班		1　隊長、副隊長の補佐 2　自衛消防本部の設置 3　地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4　消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5　その他指揮統制上必要な事項	指揮班は、情報収集班として編成する。	1　報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2　周辺地域の状況を把握する。 3　放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に　対する周知を図る。 4　食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5　在館者の調査
通報連絡班		1　消防機関への通報並びに通報の確認 2　館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	
初期消火班		1　出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2　地区隊が行う消火作業への指揮指導 3　消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班		1　出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2　非常口の開放並びに開放の確認 3　避難上障害となる物品の除去 4　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5　ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導 を行う。
安全防護班		1　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置班として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班		1　応急救護所の設置 2　負傷者の応急処置 3　救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

※　地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

別表 6

休日、夜間の自衛消防組織編成表

1　休日の指揮体制

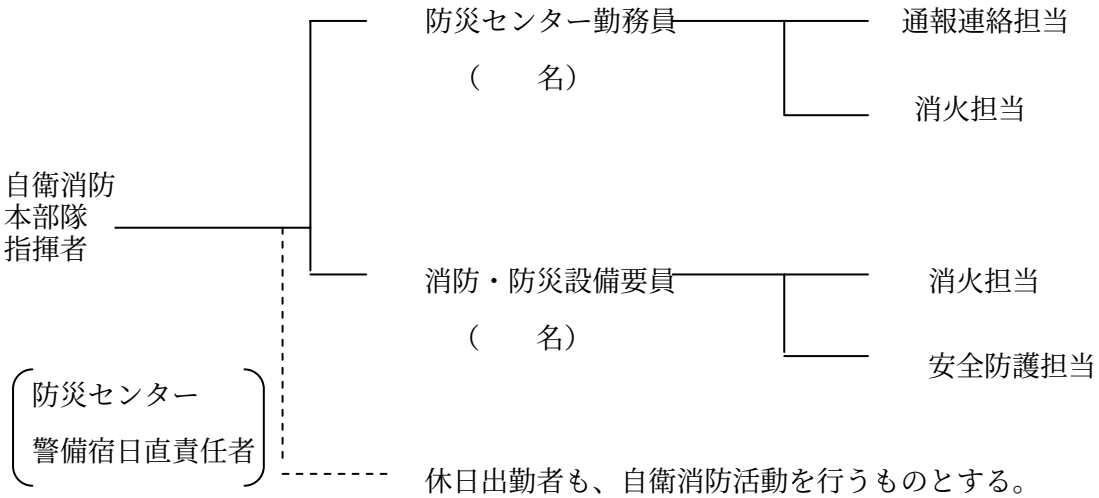

休日出勤者も、自衛消防活動を行うものとする。

1　防災センターへの通報連絡

2　初期消火

2　夜間の指揮体制

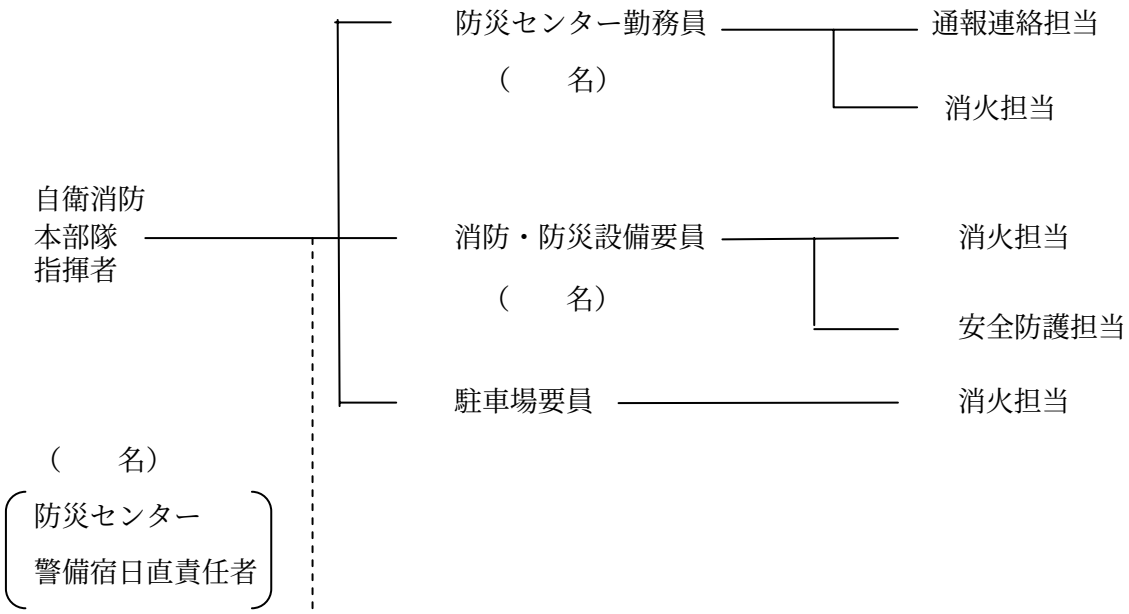

夜間の残業者も、自衛消防活動を行うものとする。

1　防災センターへの通報連絡

2　初期消火